

藤市火災予防条例の一部を改正しました

2014/6/20

1 改正に至る背景と目的

平成25年8月15日に発生した京都府福知山市の花火大会での火災で、死者3名、負傷者56名という甚大な被害があったことを踏まえ、対象火気器具等(※1)取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

※1 「対象火気器具等」とは、コンロなど火を使用する器具またはその使用に際し火災の発生のおそれがある器具のことで、例としてプロパンガス・灯油・ガソリン・炭等の燃料や電気を使用するコンロ・発電機・ストーブ・かまどなどのことをいいます。

2 改正内容

(1) すべての催し(※2)での消火器の準備及び露店等の開設届出(※3)

(藤市火災予防条例第18条・45条第6号)

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するすべての催しで使用する場合において火災発生時には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器(※4)を準備した上で使用することと、露店等の開設届出書を消防長に届出ることを義務付けます。

※2 「すべての催し」とは、運動会やPTAなどの学校行事、自治会など地域社会が行う祭りなどの一定の社会的広がりをもつものが含まれます。したがって、近親者によるバーベキューや花見など個人的な行事は対象外となります。

※3 「露店等の開設届出」は届出を行う者及び消火器を準備する者は、露店等の関係者となります。露店等の開設をする者等において、露店等の開設場所及び消火器の設置場所の配置図を作成し事前に消防機関へ提出してください。

なお、多数の露店が開設される場合、個々の露店主が個別に消防機関へ提出を行うのではなく当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防機関へ提出してください。

※4 「消火器」とは、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器(同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。)で、水バケツ・エアゾール式簡易消火器具及び住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で省令にしたがって点検された良好なものを使用してください。

(2) 大規模な催し(※5)を「指定催し」とした防火管理等(蕨市火災予防条例第42条の2・42条の3)

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催するものの意見を聴き、指定した際に催しを主催する者に通知するとともに、市民に公示(※6)することとしました。

また、「指定催し」を主催する者には、以下の3点を義務付けます。

ア、速やかに「防火担当者」(※7)を定めること。

イ、「防火担当者」として選任された者に、「火災予防上必要な業務(※8)に関する計画」(※9)を作成させるとともに、当該計画にしたがって火災予防上必要な業務を行わせること。

ウ、指定催しを開催する14日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画」を消防機関へ提出すること。

※5 「大規模な催し」とは、【平成26年消防本部告示1号】

大規模な催しが開催可能な公園、道路その他の場所を会場として開催するもので露店等の数が100店舗以上出店する屋外催しであること。

※6 「公示」については、消防本部掲示板及びホームページで行います。

※7 「防火担当者」については、大規模な屋外催しで対象火気器具等を使用する場合には、会場に多くの人が集まり混雑が生じることで、火災発生時には消火及び避難が困難になり被害を拡大させるおそれがあります。こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し必要な防火管理体制を構築するため「指定催し」を主催する者に「防火担当者」の選任を義務付けます。

「防火担当者」は、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成し、当該計画に従って「指定催し」の関係者に対し必要な指示を行います。

※8 「火災予防上必要な業務に関する計画」とは(チェックシート参照)

- ・ 「防火担当者」その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・ 対象火気器具等の仕様及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・ 対象火気器具等を使用し、または、危険物を取扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・ 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・ その他火災予防上必要な業務に関すること。

(3) 罰則【条例49条・50条】

「指定催し」を主催する者に対して、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関へ提出しなかった場合、罰則(※9)を科することを定めました。

※9 「罰則」とは、当該「指定催し」を主催する者に対し、30万円以下の罰金を科すこととしました。

(4) 施行日

この条例は、平成26年7月1日から施行です。